受ける俸給月額に百分の一・五を乗じて得た額（現に受ける俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該減額支給対象職員が、育児短時間勤務職員等である場合にあっては当該最低の号俸の俸給月額に育児短時間算出率を乗じて得た額、任期付短時間勤務職員である場合にあっては当該最低の号俸の俸給月額に任期付短時間算出率を乗じて得た額（これらの額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。以下同じ。）に達しない場合にあっては、現に受ける俸給月額から当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下「減額基礎額」という。）の二分の一に相当する額を減じた額）を加え、同条第四項各号列記以外の部分中「又は第五条第三項」を「、第五条第三項及び第六条の四」に改め、同項第一号中「又は第五条第三項」を「、第五条第三項又は第六条の四」に改め、「合計額」の下に「（減額支給対象職員にあっては、当該合計額から減額基礎額を減じた額）」を加え、同条第五項中「俸給及び扶養手当の月額の合計額」の下に「（減額支給対象職員にあっては、当該合計額から減額基礎額を減じた額）」を加える。

附則第三条第一項中「第二条の規定」を「第二条及び第六条の二の規定」に改め、同条第三項中「又は第五条第三項の規定にかかわらず」を「、第五条第三項及び第六条の四の規定にかかわらず」に、「又は第五条第三項の規定による」を「、第五条第三項又は第六条の四の規定による」に改め、「合計額」の下に「（減額支給対象職員にあっては、当該合計額から減額基礎額を減じた額）」を加える。

附則第四条第一項中「規則第二条」の下に「及び第六条の二」を加え、「同条」を「改正後の規則第二条」に改め、「含む。」の下に「又は第六条の二」を、「合計額」の下に「（減額支給対象職員にあっては、当該合計額から減額基礎額を減じた額）」を加え、同条第二項中「又は第五条第三項の規定にかかわらず」を「、第五条第三項及び第六条の四の規定にかかわらず」に、「又は第五条第三項の規定による」を「、第五条第三項又は第六条の四の規定による」に改め、「合計額」の下に「（減額支給対象職員にあっては、当該合計額から減額基礎額を減じた額）」を加える。

附則第五条及び第六条第一項中「又は第五条第三項」を「、第五条第三項及び第六条の四」に改める。

附則第七条中「又は第五条第三項」とあるのは「又は第五条第三項及び第六条」を「及び第六条の四」とあるのは「、第六条及び第六条の四」と、「又は第六条の四」とあるのは「、第六条又は第六条の四」に改める。

附　則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一〇二（研究員調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年十一月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一〇二―六

人事院規則九―一〇二（研究員調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一〇二（研究員調整手当）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

2　給与法附則第八項の規定により研究員調整手当の額から減ずる額に関する端数計算）

（給与法附則第八項の規定により研究員調整手当の額から減ずる額に関する端数計算）

給与法附則第八項第五号から第七号まで及び第十項に規定する研究員調整手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該研究員調整手当の月額とする。

附　則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一〇七（再任用短時間勤務職員等の俸給月額の端数計算）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年十一月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一〇七―一

人事院規則九―一〇七（再任用短時間勤務職員等の俸給月額の端数計算）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一〇七（再任用短時間勤務職員等の俸給月額の端数計算）の一部を次のように改正する。

題名中「再任用短時間勤務職員等の俸給月額」を「再任用短時間勤務職員の俸給月額等」に改める。

本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2　給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（前項第二号又は第三号に掲げる職員に限る。）について、育児休業法附則第二条第一項（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）又は第三項の規定により読み替えられた給与法附則第八項第一号及び第二号に規定する算出率を乗じて得た額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該算出率を乗じて得た額とする。

附　則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）に基づき、人事院規則九―一二〇（平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年十一月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一二〇―二

人事院規則九―一二〇（平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二〇（平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給）の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第三条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第四条第一項中「前条第八号」を「前条第七号」に、「同条第八号」を「同条第七号」に改め、「その差額に相当する額」の下に「（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）」を加え、同項第一号中「第七号」を「第六号」に、「あっては、」を「あっては」に、「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に、「（その」を「とし、これらの者以外の者（基準日において医療職俸給表㈠又は任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける者（以下「医療職俸給表㈠等適用職員」という。）（基準日の翌日以降に俸給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に俸給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって切替日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において医療職俸給表㈠等適用職員である者となることとなるものを除く。）にあっては当該俸給月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額とし、それらの」に、「額」を「額とする。」に改め、同項第二号中「第七号」を「第六号」に改め、同号イ中「（基準日において減額改定対象職員である者にあっては、当該俸給月額に相当する額に百分の九十九・七六」を「に百分の九十九・五九」に、「額」を「額」に改め、同項第三号中「第七号」を「第六号」に、「者にあっては」を「者にあっては」に、「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に、「（その」を「とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者（基準日において医療職俸給表㈠の適用を受ける職員で